

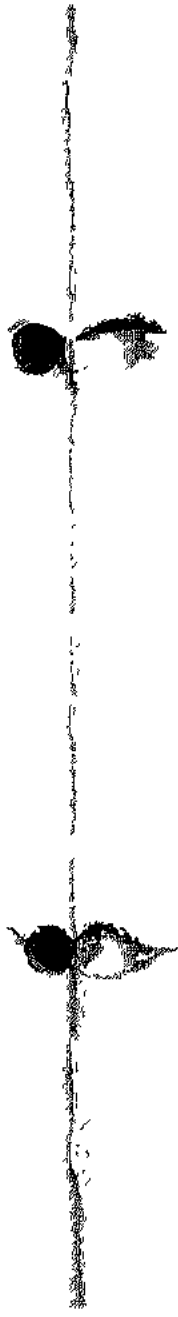
婦人関係資料シリーズ

一般資料 No. 40

売春問題相談業務報告書

(昭和 32 年)

労働省婦人少年局



は し が き

婦人少年局では、婦人少年室、婦人少年室協助員を通じて、かねてより、婦人の地位向上の境地から、売春婦や転落寸前の者の相談をうけその解決にあたつてきましたが、とくに、昭和三十一年度より婦人問題相談員を各室に配置して、この相談業務を強化しました。

ここに昭和三十一年一月より十二月までに各婦人少年室で取扱つた「売春問題相談業務」について、相談の内容と具休例をとりまとめ報告いたします。

昭和三十三年十月

労働省婦人少年局

目次

はしがき

婦人少年室の売春問題相談業務について

売春問題相談の概要

売春問題相談業務報告

I 相談の内容

1 相談件数

2 受理経路

3 対象者の経歴

(1) 年 令

(2) 学 歴

(3) 結婚の状況

(4) 売春婦の前職と転落未然の者の現職

(5) 売春婦の業態

4 対象者の家庭

一
二
二
六
六
九
〇
〇
一
一
二
三
五
五

(1) 子	供	一五
(2) 両親	親	一七
(3) 家庭の職業		一七
(4) 仕送		一七
5 最初の転落		一〇
(1) 年令		一一
(2) 理由		一一
6 相談事項		一四
7 措置状況		一七
8 売春問題相談業務の問題点		三三
II 事例		三七
1 紛争を処理した事例		三九
2 就職させた事例		五〇
3 家庭復帰又は結婚生活に入らせた事例		五八
4 転落の防止と更生後の指導をした事例		六六

婦人少年室の売春問題相談業務について

婦人少年室は婦人問題についての第一職機関として、各般の婦人問題について相談業務を行っているが、そのうち売春問題相談は、売春におちいるおそれのある女子及び更生をのぞむ女子に対し、各種の相談に応じ、必要な措置を講ずると共に、他の関係機関と密接な連絡を保ちつつ、女子の転落防止、保護更生をはかることを目的としている。

この相談業務には、婦人少年室職員があたるほか、室長の指示をうけ、婦人問題相談員並びに地域毎に配置されている婦人少年室協働員があたっている。

以下売春問題相談についてみると、その受理経路は、対象者本人のかけこみによるもの、親族、知人その他第三者よりの申出によるもの、また聞きこみ、調査等による発見のほか、監督署、警察等より、売春関係事件や人身売買事件の被害者の措置について依頼されたもの、その他、他機関より引受けたもの等である。

これら相談業務の対象者について、室は十分に事情を聴取し、必要あるときは本人の身上調査、業者その他に関する調査を行つて、対象者が正常な生活に入れるように、本人の希望もとり入れながら各種の措置をとっている。

その措置としては、まず対象者が当面している問題の処理があげられる。それは身売寸前にある対象者については、そうした環境からの救出であり、更生をのぞむものについては、更生を妨げているさまざまな障害を排除することである。その内容としては、身柄の引取、雇用関係の調整、前借金その他の借金や荷物の引取などに関する業者との争いなどの処理、また子を生る親、家庭不和などより生ずる家族間のいさこさ、情夫、ヒモなどの特殊な人間関係についての調整などがある。

また対象者が再び転落の危機におちいらないように、そして正常な安定した生活を営み得るようにするため、それぞ

れの身上に基いた措置を講じているが、その主なものは、家庭又は保護者の許にあることが適切とみとめられる者については家庭復帰の措置をとること、職業につく意思と能力があり就職の必要があるものについては、就職についての助言や就職あつせんを行うこと、また生活保護関係、母子福祉関係などの援護措置、児童福祉措置、収容保護、健康診断等の措置を必要とするものには、それぞれの機関に連絡あつせんを行う等である。それにあわせて家庭に問題があれば家庭指導を行い、また対象者自身の指導を必要とするときは、本人指導を行っている。更生後の生活指導も、新しい生活に入つた対象者をけがまし勇気づける意味で必要な場合が多い。

以上が室の行つている売春問題相談の業務内容であるが、これは元来室において、売春問題に関する調査や啓蒙活動を実施する過程において、売春婦からの更生相談や、売られそうな娘の救出依頼などをうけたことに端を発してこの種の相談が次第に多くなり、ここ数年実質上、相談業務が行われてきたものであるが、とくに、昭和三十一年には、婦人問題相談員が設置され、この業務の体制が強化されたのである。

売春防止法が国会を通過した昭和三十一年の十二月には、行政措置についての次官等会議の申合せが行われ、また昭和三十一年四月よりは売春防止法の一部が施行され、売春対策は一段と進展をみたが、室の相談業務はそれら対策の環境として関係官庁と緊密な協力の下に実施されている。

なお相談業務の問題点については、本報告三三頁の「売春問題相談業務の問題点」を参照された。

売春問題相談の概要

昭和三十一年に婦人少年室の取扱つた売春問題相談は、婦人少年室及び協働員の日常の業務によるもの及び「売春防止特別活動」によるものをあわせ三、一九二件であるが、以下は婦人少年室の日常業務による相談の内容である。

受理経路 受理経路別にみると婦人少年室への申出（かけこみ）が最も多く全体の五二%を占め、他機関よりの依頼によるもの三一%、以下他室よりの引継、発見となつている。相談をケース別にみると売春婦の保護更生が七七%で大部分を占め、未然防止及び一度売春婦から更生した者の再転落防止が、それぞれ一二%、一一%であつた。

年令 これら相談の対象者の年令をみると二〇歳代が五五%で過半数を占め、一〇歳代の二五%、三〇歳代の一三%がこれにつぐ。年令は高くなるにつれ激減しているが、四〇歳代も少数ながらみられる。未然防止のケースは若い層に多いが殊に一七歳、一六歳に著し。

学歴 学歴は新制中学卒業が三六%で最も多く、ついで小学校卒業の二〇%、旧高女卒一一%、高等小学校卒業の一〇%の順となつているが、義務教育を修了していない者（不就学、中・小学校中退、新制度実施以降に小学校のみ卒業したもの）が一四%ある。

結婚の状況 結婚の状況からみれば、未婚者が五六%で過半数を占め、既婚者の中では離別者がその四七%、有夫は四四%で、夫と死別したいわゆる未亡人は九%に過ぎない。これら既婚者の半数は子供を持つてゐるが、子供数は一人というのが大半で、大抵三名どまりである。

前職 対象者のうち売春婦で前職のある者は五〇%であるが、それら職業についていたものうちでは旅館料理屋女中が多く、他は、工員、女給、事務員、家庭女中、店員など各種にわたり分散している。

転落の理由 売春婦や以前に売春婦であつた者のはじめに転落した当時の事情や転落しそになつた者の事情についてみると、転落もしくはそのおそれを生じた原因は、いくつかの理由が重つていて一つにきめることは難しい場合が多く、従つて一人についていくつかの理由が同じ重みで存在する場合は、そのすべてを数えるという方法で整理した。

その結果最も多くあげられたのは、経済的理由によるもの五〇%で、次が本人の不良性によるもの、縁談の破約、失恋のため自暴自棄になつたものなど、本人に問題があるもの二五%、売春婦になることを強要されたもの一七%、家庭

に問題があつたもの一六%、甘言にのせられたもの一三%の順位であり、のこり一%は無回答のため理由不明のものである。

経済的理由のなかでは家庭の貧困をあげたものが最も多いが、父親、夫などの病氣により、生計の支柱者を失い、一家を支えねばならなくなつたもの、夫との離別死別により生活に困つたもの、また借金返済をせまられたなど、何らか家庭の経済に関連した事項が多い。

売春婦になることを強要されたものについては、親によるものが半数で、ついで情夫、夫という順になつており、またつとめ先（主に水商売）で客をとることを強要されてというものもある。

これらの理由にはいくつかの組合せがみられ、例えば父親の家業がうまくゆかず借金に追われる、子供は自分のものだという考えの親は借金返済のため娘を簡単に売つてしまふ、あるいは家庭が不和で、本人も不良の傾向があり、悪友と交際するうちその仲間にだまされてこの道に入つたというように、それぞれの理由が互に原因となり結果となつてゐる場合が多い。

最初に転落した時の年齢は二〇歳以下が大半で、殊に一九歳に多く、ついで一八歳、一七歳の順になつてゐる。

相談事項 さてこれらの人々は、室に何を期待し、何を厭にきたのであろうか。売春婦のほとんどは、今の境遇からぬけ出して更生したいというのであるが、中には更生意欲が弱く、前借金の解決のみを求めるものもある。再転落防止相談には、更生はしたが、所持品の引取り、前借金、移動証明など業者との問題が未解決で、つれ戻されそうだが、或は更生した生活が思わしくなく、また転落しそうだと援助を求めてくるものが多い。未然防止相談では、売られる寸前にあるもの、或は放置すれば売春婦になつてしまふようなものについて、第三者が心配して保護を求めてきたものが大部分である。

措置 婦人少年室のとつた措置は、一人についていくつかの事項をあわせ行うことが多いので、事項別に数えると

一、〇九二件になり、これは一人について平均二つの措置をとつたことになる。最も多いのは紛争の処理で五四%に及び、本人指導二九%、就職あつせん二二%、家庭復帰二二%、保護措置等のあつせん一五%となつてゐる。

紛争の処理では、その四三%が前借金の問題で、荷物引取の二九%が之につき、その他、身柄の解決、外部の借金、移動証明、稼ぎ高の請求などである。前借金を解決した額の最高は一件二五〇、〇〇〇円で、三十一年の総額は四、六六〇、〇〇〇円に及んだ。

就職のあつせんは、転落未然のものの場合が比較的に成功しやすいのであるが、全般としては、あつせんした者のうち、六二%が職についてゐる。就職先は、家庭、旅館、飲食店等の女中、工員、店員、事務員、雑役で、美容師、洋裁など技術の見習をしてゐるものもある。

家庭指導としては、親の考えかたの指導、家族関係の調整等があり、本人の家庭復帰措置とあわせ行うことが多い。

保護措置のあつせんとしては、婦人寮、医療扶助、一時保護、生活保護、母子福祉資金などがあげられる。

売春問題相談業務報告

I 相談の内容

第1表 売春問題相談受理件数

(昭和31年中)

実施別	実数	%
総数	3,192	100
常時活動によるもの	小計 996	31
	婦少室 563	18
	協助力員 433	13
特別活動によるもの	2,196	69

第2表 月別売春問題相談受理件数

月別	実数	%
総数	563	100
1月	33	6
2月	26	5
3月	19	3
4月	24	4
5月	39	7
6月	38	7
7月	52	9
8月	70	12
9月	79	14
10月	59	11
11月	60	11
12月	64	11

第3表 対象者の状態別

売春問題相談受理件数

対象者の状態別	実数	%
総数	563	100
売春婦	436	77
再転落未然の者	60	11
転落未然の者	67	12

1 相談件数

昭和三十一年中に婦人少年室が取扱った売春問題相談は、三、一九二件である。(第一表参照)

これは、室及び協助力員のもとに売春婦が保護並びに更生をもとめてきた場合など、日常の業務として取扱った相談、及び九月十五日から一カ月間にわたり実施した「売春防止特別活動」の期間中に室及び協助力員が積極的に出向き相談を行ったものを含んでいるが、以下は「常時活動による相談のうち室において直接とり扱ったもの」についてとりまとめたものである。

相談件数を月別にみると、五月頃より下半期に向い増加の傾向にある。(第二表参照) また、対象者の状態別にみれば、五六三名のうち、保護並びに更生を求める売春婦の相談が七七% (四三六) を占めており、過去に売春の経験があ

第5表 年 令 (その一)

対象者の 状態別	年 令 別	総 数	10才代			20才代			30才代			40才代	無回答
			小計	15未満	15~19	小計	20~24	25~29	小計	30~34	35~39		
総 数	実 数 (%)	563 (100)	143 (25)	5 (1)	138 (24)	308 (55)	206 (37)	102 (18)	74 (13)	50 (9)	24 (4)	7 (1)	31 (6)
売 春 婦		436	100	0	100	249	168	81	57	40	17	4	26
再転落未然の者		60	4	0	4	39	20	19	11	8	3	2	4
転落未然の者		67	39	5	34	20	13	2	6	2	4	1	1

第6表 年 令 (その二)

対象者の 状態別	年 令 別	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
		2	2	1	9	24	34	32	39	35	37	50	37	47	20
売 春 婦		0	0	0	7	14	21	23	35	27	25	45	30	41	13
再転落未然の者		0	0	0	0	1	0	3	0	4	6	0	5	5	6
転落未然の者		2	2	1	2	9	13	6	4	4	6	5	2	1	1

(1) 年 令

対象者五六三名の年令は、第五表のとおり一〇歳代が二五%(二四・二)、二〇歳代が五五%(三〇・八)、三〇歳代が一三%(七・四)で、四〇歳代の者も一%(七・七)ではあるが含まれており、最低一二歳から最高四三歳である。このうちとくに多いのは、一五歳から二四歳の層で全体の六一%(三四・四)を占めている。

また、対象者の状態別に年令をみると、現在売春婦である者や売春婦であつた者の相談は大体二〇歳以上に多く、まだ一度も転落したことのない者の相談は六七名のうち五八%(三九・九)までが一〇歳代であり、前者に比べ一般に年令が低い。

(2) 学 歴

対象者の学歴は、小学校程度が二〇%(二・一五)、高等小学校程度が一〇%(五・八)、中学校程度が三六%(二〇・〇)であり、五

第4表 受 理 経 路

対象者の 状態別	受 理 経 路 別	総 数	申出によるもの	発見によるもの	他室より	他機関より
総 数	実 数 (%)	563 (100)	295 (52)	34 (6)	60 (11)	174 (31)
売 春 婦		436	227	22	45	142
再転落未然の者		60	34	2	7	17
転落未然の者		67	34	10	8	15

り再び転落の危機にあつた者の相談(再転落未然の者)一一%(六・〇)、転落寸前にあつた者の相談(転落未然の者)一一%(六七・七)となっている。(第三表参照)

2 受 理 経 路

受理経路のうち最も多いのは、室に対し申出のあつたもので、全体の五一%を占め、これには本人のみでなく親兄弟、知人、友人、近隣の者など第三者からの申出も含まれている。発見によるもの、即ち風評などによつて調査に赴き、売春の事実または転落寸前の事情を発見、相談を行つたものは六%(三・四)である。(第四表参照)

また、対象者の措置において、本人、親許、業者等の住所が他県下にある場合は、室間において引継、引渡など行うことがあり、これは一一%(六・〇)となっている。

なお、他機関から対象者の更生などについて依頼される場合も多く、三一%(一七・四)を占めている。その半数である九〇件は警察署からまわされた者であつて、あとは法務局、福祉事務所、婦人相談所、労働基準監督署、児童相談所等である。

3 対象者の経歴

第8表 結婚の状況

対象者の 状態別	未既婚別	総 数	未 婚	既 婚				無回答
				小 計	有 夫	死 別	離 別	
総 数 { 実 数 (%)		563 (100)	315 (56)	197 (35)	89	15	93	51 (9)
売 春 婦		436	245	149	56	12	81	42
再転落未然の者		60	21	36	25	2	9	3
転落未然の者		67	49	12	8	1	3	6

第10表
売春婦の前職 (その二)

職 種 別	総 数
総 数	217
旅館・料理屋女中	58
工女	33
女事務	17
家庭女	16
商店員	15
パチンコ屋	14
車掌	12
食堂	7
日理炊	7
洋行	6
交旅マ	5
その他	4
	4
	4
	3
	3
	2
	2
	2
	2
	3

第9表 売春婦の前職 (その一)

有 無 別	実 数	%
総 数	436	100
あ り	217	50
な し	146	33
無 回 答	73	17

なお、売春婦のうち、有夫者がその総数の二三% (五六) を占めていることは注目される。

(4) 売春婦の前職と転落未然の者の現職

どのような職業から売春婦になつてゆくのであるか、これを売春婦の前職と転落未然の者の現職からみると、まず売春婦では、四三六名のうち前職ある者は五〇% (二一七) で、三三% (一四六) は前職がない。(第九表参照)

前職ある者の転落直前の職業は、旅館、料理屋女中五八、工員三三、女給一七、事務員一六、家

第7表 学 歴

対象者の 状態別	学 歴 別	総 数	小 学			高 小			中 学			無回答
			小 計	卒	中退	小 計	卒	中退	小 計	卒	中退	
総 数 { 実 数 (%)		563 (100)	115 (20)	102	13	58 (10)	49	9	200 (36)	182	18	
売 春 婦		436	91	78	13	48	41	7	155	140	15	
再転落未然の者		60	13	13	0	8	6	2	14	14	0	
転落未然の者		67	11	11	0	2	2	0	31	28	3	

対象者の 状態別	学 歴 別	旧 高 女			高 校			その他	不 就 学	無回答
		小 計	卒	中退	小 計	卒	中退			
総 数 { 実 数 (%)		62 (11)	44	18	33 (6)	23	10	13 (2)	5 (1)	77 (14)
売 春 婦		47	32	15	20	16	4	12	5	58
再転落未然の者		11	8	3	4	3	1	0	0	10
転落未然の者		4	4	0	9	4	5	1	0	9

六三名のうち中学までの者が過半数の六六% (三七三) を占めている。一方、旧高女程度者は一二% (六二)、高校程度六% (三三)、その他各種学校程度が二% (一一) あつて、中学以上の者も一九% (一〇八) となつてゐる。(第七表参照)

また、不就学の者が五名(一%)あり、これに小学、中学の各中退者一名と、小卒者一〇二名中、新教育制度実施以降の者(二五歳未満) 四三名を加えると、対象者のうちには七九名(一四%)の義務教育未修了者があることになる。なお、學歷について「無回答」の者七十七名(一四%)の中には、未修了者が相当含まれてゐるのではないかと思われる。

(5) 結婚の状況

対象者五六三名のうち、過半数の五六% (二一五) が未婚で、既婚は三五% (一九七) であるが、既婚者の中では離別者及び有夫者が大部分で、夫と死別したいわゆる未亡人は一割にもならない。(第八表参照) 転落未然の者では特に未婚が多く、六七名のうちの四九名(七三%)を占めてゐる。

第11表 再転落未然の者の現職 (その一)

対象者の 状態別	有 無 別	総 数	あ り	な し	無 回 答
総 数	実 数 (%)	127 (100)	55 (44)	64 (50)	8 (6)
再転落未然の者		60	25	33	2
転落未然の者		67	30	31	6

第12表 再転落未然の者の現職 (その二)

対象者の 状態別	職 種 別	総 数	再転落未然の者	転落未然の者
総 数		55	25	30
旅館・料理屋女中		14	8	6
工女		6	5	1
女農芸		6	1	5
家庭労働者		5	3	2
手見屋		4	0	4
コメ屋		4	0	4
客中		3	2	1
客中		2	0	2
客中		2	2	0
客中		2	0	2
客中		2	0	2
客中		2	1	1
客中		2	3	2

一四
庭女中一五等の順位であり、第一〇表にあげるとおり、きわめて多種多様にわたっている。

また、再転落未然の者並びに転落未然の者の現職については、一二七名のうち四四％(五五)が現在職業をもっており、五〇％(六四)は職業がない。(第一一表参照)このように、無職が多いことは、再転落未然の者の中には、結婚して家庭の主婦となっている者があること、転落

未然の者の大部分が学校卒業前または卒業後まもなく転落の危機にあつたためと思われる。

その職種は、第一二表にあげたとおり、売春婦の前職とあまり差異がなく、旅館、料理屋女中が最も多く現職ある者五五名のうち一四名(二五％)を占めており、工員、女給がこれに次いでいる。

(5) 売春婦の業態

相談の対象となつた売春婦四三六名の業態は、その七八％(三四一)が特飲食店従業員いわゆる赤線に働く者であり、いわゆる青線の旅館、飲食店等の従業員一三％(五六)、一業地及び三業地の従業員六％(二五)、基地ハウス等で働く者一％(五)を含め殆どが組織売春婦である。散婦は一％(五)で、きわめて尠かであつた。(第一三表参照)

4 対象者の家庭

相談の対象者は、一般に家庭のことにはふれたがらない傾向があり、特に家庭とは縁が切れているような場合にはこの傾向が強い。また家庭のないものもあり、家庭に関する項目には無回答が多くなっている。

(1) 子 供

既婚者一九七名のうち、子供がある者は四八％(九五)、子供がない者は四〇％(七九)である。(第一四表参照)

子供のある者(九五)のうち、五八％(五五)までが一人の子持であり、それ以上は大体、三人どまりで、四人を超える者はわずか三名にすぎない。とくに死産別者に子持が多いことは、子弟養育のための転落との関連が考

第13表 売春婦の業態

業 態 別	実 数	%
総 数	436	100
赤線・三業地の従業員	341	78
線・三業地の従業員	25	6
二業地の従業員	56	13
一業地の従業員	5	1
基地ハウスの従業員	5	1
散 婦	4	1

第14表 子 供

対象者の 状態別	有 無 別	総 数	なし	あ り						無回答
				小計	1	2	3	4	5以上	
総 数	実 数 (%)	197 (100)	79 (40)	95 (48)	55	23	14	1	2	23 (12)
有 夫	夫 別	89	41	35	17	10	8	0	0	13
死 離	別	108	38	60	38	13	6	1	2	10

第15表

同

親

未既婚別	有無別	總 数	なし	あ り							
				小計	両 親				あ り		
					実父母	実父と繼母	繼父と実母	繼父母	養父母		
總 数	実 数 (%)	563 (100)	37 (7)	408 (72)	219 (38)	160	35	17	0	7	
未 有 夫	有 夫	315	22	267	152	112	27	11	0	2	
死 離 別	夫 別	89	6	47	22	16	4	1	0	1	
未 既 婚 不 明	別	108	9	80	38	27	3	4	0	4	
		51	0	14	7	5	1	1	0	0	

未既婚別	有無別	あ り								無回答
		片 親				あ り				
		小 計	実 父 の み	実 母 の み	繼 父 の み	繼 母 の み	養 父 の み	養 母 の み		
總 数	実 数 (%)	189 (34)	56	114	1	10	1	7	118 (21)	
未 有 夫	有 夫	115	35	73	1	1	1	4	26	
死 離 別	夫 別	25	7	14	0	4	0	0	36	
未 既 婚 不 明	別	42	10	25	0	4	0	3	19	
		7	4	2	0	1	0	0	37	

えられる。

(2) 両 親

対象者五六三名のうち、両親、片親、いずれか親のある者は七二% (四〇八) で、親のいない者は七% (三七) の少数であり、大多数は親をもっている。(第一五表参照)

実父母、実父と継母等、両親をもっている者は全体の三八% (二一九) であり、なかでも実父母の存在であるいわゆる普通の家庭をもっている者が、両親ある者二九名中一六〇名 (七三%) を占め対象者五六三名の二八%にあたる。

また、片親だけの者は全体の三四% (一八九) であるが、そのうち実母だけの者は六〇%の二一四名を占めている。

(3) 家庭の職業

家庭の職業に関しては、未婚者については実家の職業、有夫者については夫の職業、死離別者については実家の職業を調らべた。

対象者五六三名の家庭で、職業のあるものは五二% (二九〇)、無職のものは一六% (九一) となっており、このほか、親兄弟、親類もなく孤独のため対象とならない者が三% (一八) ある。(第一六表参照)

その職業は、第一七表にみるとあり、農家五八、日雇四四、人夫等三七、商店・露店二七等広範囲にわたっているが、一部の家庭を除いては、殆どが零細農家、低賃金労働者、小規模のあきないであり、生活程度は低く、苦しい家庭であつた。

なお、夫に職業がない者が二三名あり (第一六表参照)、有夫の八九名中二六%となつてゐる。これら無職の夫には怠惰、生活無能力などにより、妻の仕送りによつて徒食する者があるほか、病氣療養、服役などの事情のため職業のない者も含まれてゐる。

(4) 仕送り

仕送りについては無回答が多く、全体の二六%がこれについて回答を避けている。

第18表 仕 送 り

有無別 対象者の 状態別	総 数	あり	なし	無回答
総 数 { 実 数 (%)	563 (100)	128 (23)	285 (51)	149 (26)
売 養 婦	436	123	199	114
再転落未然の者	60	5	40	15
転落未然の者	67	0	47	20

第19表 仕 送 り 先

続 柄 別	実 数	%
総 数	128	100
家 族	48	38
実 父	8	6
実 母	27	21
夫	12	9
子 供	19	15
養 父	2	2
養 母	4	3
兄 弟 姉 妹	3	2
そ の 他	3	2
無 回 答	2	2

註 ※家族とは、特定のものでなく、親、兄弟など家族全体に対して送金している場合をいう。

第20表 送 金 の 形 態

時 期 別	実 数	%
総 数	128	100
定 期 的	70	55
不 定 期	47	37
不 回 答	3	2
無 回 答	8	6

註 ※不時とは、家庭の特別の支出にあたって送金したものをいう。

仕送りをしていないと答えた者は二二八名で二三%、仕送りしていない者は二八六名五一%であつた。
仕送りしていると答えた者のうち再転落未然の者五名のほかは、全部が売養婦であつて、売養婦の二八%が仕送りをしていことになる。(第一八表参照)
その送り先はみな親族関係であつて、そのうちでも、特定の者にでなく家族全体に送っている者が多く、送金者二二八名中三八% (四八) を占めている。(第一九表参照)
送金の形態は、一二八名のうち、毎月送っている者が五五% (七〇)、定まつてはいないが、一年を通じて送金したことがある者が三七% (四七)、家庭の特別の支出にあたって送金したことがある者が二% (三) となつてゐる。(第二二表参照)

第16表 家 庭 の 職 業 (その一)

有無別 未既婚別	総 数	職業あり	無 職	家庭なし	無 回 答
総 数 { 実 数 (%)	563 (100)	290 (52)	91 (16)	18 (3)	164 (29)
未 婚	315	194	49	14	58
有 夫	89	38	23	0	28
死 離 別	108	58	19	4	27
未 既 婚 不 明	51	0	0	0	51

註 未婚者については「実家の職業」
有夫者については「夫の職業」
死離別者については「実家の職業」

第17表 家 庭 の 職 業 (その二)

職 種 別	未既婚別 実 数	総 数 %	未婚者実 家の職業	夫の職業	死離別者 実家の職業
総 数	290	100	194	38	58
農 業	58	20	42	3	13
日 雇	44	15	37	3	4
人夫・工員・抗夫	37	13	21	6	10
商 店・露 店	27	9	18	3	6
勤 人	26	9	15	6	5
職 人	25	9	18	4	3
行 商	14	5	14	0	0
女中・家政婦・雑役	12	4	10	0	2
漁 師	9	3	4	0	5
運 転 手	8	3	1	5	2
旅館・料理屋・飲食店	6	2	3	0	3
ソ ロ ー カ ー	5	2	2	0	3
製 造 業	4	1	3	0	1
そ の 他	15	5	6	8	1

第23表 最初の転落年令（その一）

年 令 別	実 数	%
総 数	496	100
10 才 未 満	3	1
10 ～ 14	6	1
15 ～ 19	166	33
20 ～ 24	127	26
25 ～ 29	49	10
30 ～ 34	25	5
35 ～ 39	4	1
40 以 上	1	0
無 回 答	115	23

第24表 最初の転落年令（その二）

年 令 別	実 数
総 数	200
9 才	3
10	0
11	2
12	1
13	0
14	3
15	16
16	27
17	30
18	38
19	55
20	25

(1) 年 令
 売春婦並びに再転落未然の者四九六名について最初に転落したときの年令をみると、一五歳から一九歳までの者が最も多く、三三%（一六六）を占めている。（第二三表参照）
 さらに、二〇歳以下について各歳別にみると一五歳未満の義務教育中の者が九名ある。（第二四表参照）
 なお、一五歳頃より次第に転落する者が増加し、一九歳を最高として減少している事実は、転落の危機が新制中学卒業の頃より三年から四年の間にあるといえよう。

(2) 転落の理由

売春婦に転落するに至つた、もしくはその危機を生じた経過をたどると、さまざまの要素が原因となり結果となつて

5 最初の転落

送金額は、毎月定期的に送つてゐる者についてみると、最低五〇〇円から最高一〇、〇〇〇円である。なかには毎月送金する金額が不定のものもあるが、これも三、〇〇〇円から一〇、〇〇〇円の範囲内である。仕送りしている者の中でもっとも多いのは毎月五、〇〇〇円送金している者で、これは、定期送金者七〇名のうち二〇%（一四）を占めている。（第二二表参照）
 不定期送金者四七名の昨年一カ年間に送金した金額の合計額をみると、はつきりした記憶のない者も二六%（一二）あるが、最低二、〇〇〇円から最高一〇〇、〇〇〇円までであり、五、〇〇〇円未満がもっとも多くその二二%（一〇）を占める。（第二二表参照）

第21表 定期送金者の一カ月の送金額

金 額 別	実 数	%
総 数	70	100
500円	1	1.5
1,000	4	6
2,000	8	11
3,000	11	16
4,000	4	6
5,000	14	20
6,000	5	7
7,000	1	1.5
8,000	7	10
9,000	1	1.5
10,000	1	1.5
金 額 不 定	13	18

註 金額不定のものも、3,000円から10,000円の範囲内である。

第22表 不定期送金者の一カ年の送金合計額

金 額 別	実 数	%
総 数	47	100
5,000 円 未 満	10	21
5,000 ～ 10,000	5	11
10,000 ～ 15,000	7	15
15,000 ～ 20,000	2	4
20,000 ～ 25,000	4	9
25,000 ～ 30,000	2	4
30,000 ～ 40,000	3	6
40,000 ～ 100,000	0	—
100,000 以 上	2	4
記 憶 な し	12	26

からみ合い、単純にその理由を判定することはなかなか困難なことである。ここでは、一人について、その理由とみられるいくつかの事項が同じ重みで考慮される場合は、そのすべてを数えるという方法によってまとめた。

その結果、対象者の五〇％（二七八）は経済的理由をその理由の一つにあげており、不良性もしくは自暴自棄など本人に問題があつた者は二五％（一二二）、売春婦になることを強要されたという者一七％（九六）、家庭に問題があつた者一六％（九二）、甘言にのせられた者一三％（七四）となつており、のこり一％（六三）は無回答のため理由不明の者である。（第二五表参照）

経済的理由によるもの二七八名についてみると、とくに転落しなければならぬし迫つたものはないが、日常生活の慢性的貧乏からのがれるため転落もしくはその寸前であつた者が七九名あり、もつとも多い。これに次いで、生活支柱者の失職、事業失敗、死亡、病氣などのため一家の生活を支えて行かなければならぬ者六四名、夫との死離別により、独立して生活しなければならぬ者六四名、借金の返済のための者三五名、家族の医療費捻出のための者一二名、子供の養育、または弟妹を高校などに進学させる学資を得たための者が七名である。その他嫁入仕度をつくるため、または家屋の新築費、家屋立退料の工面、夫の服役によるその間の生活維持、あるいは、夫や情夫との手切金をつくるための者が一七名である。

売春婦になることを強要された者九六名についてみると、親に売られた者及びその寸前であつた者は四八名、情夫一八名、夫一二名、祖母などその他の者による者が二名ある。そのほか、飲食店、旅館等に働いているうち雇主に売春することを強要されたという者が一名、売春婦である姉に連れてゆかれ強要された者が五名あり、その中には、結婚する師の身替りとされた者もある。親に強要された場合は、殆どが経済的理由をもあわせてもっている。

家庭に問題があつたため、転落もしくはその寸前であつたとみられる者九二名の中には、家庭内の不和に耐えられず家出し、転落もしくはその危機にあつた者が五八名、幼いとき両親に別れ親類や施設などを転々としているうち、な

第25表 転落理由

対象者の状態別 理由別		総数		売春婦	再転落 未済者	転落未済 然の者
		実数	%			
相談業務対象者総数		563	100	436	60	67
(転落理由総数)		(744)	-	(596)	(75)	(73)
経済的理由によつて	小計	278	50	231	29	18
	日常生活貧困 生活主たる者の失業・事業失敗・死亡・病氣	79	14	68	5	6
	夫と死離別	64	12	53	5	6
	借金返済	64	12	52	10	2
	家族の医療費	35	6	27	7	1
	子弟の養育	12	2	11	1	0
	その他	7	1	7	0	0
強要されて 売春婦になることを	小計	96	17	80	8	8
	親に売られた	48	9	37	6	5
	夫に売られた	18	3	18	0	0
	夫に売られた	12	2	11	1	0
	その他の者に売られた	2	※	2	0	0
	雇主の強要	11	2	9	1	1
	売春婦である姉に連れられ	5	1	3	0	2
家庭に問題 があつて	小計	92	16	71	7	14
	家庭不和	58	10	47	5	10
	家庭不和	34	6	28	2	4
甘言にのせられて		74	13	57	10	7
本人に問題があつて	小計	141	25	112	11	18
	不良性	69	12	53	5	11
	失恋・破談のためやけになり	24	4	18	2	4
	職場・土地にいらぬため	8	1	4	3	1
	収入を多くしたいため	5	1	4	0	1
	よい着物を着たいため	4	1	2	1	1
	理由薄弱	31	6	31	0	0
無回答		63	11	45	10	8

注 1. 一人につき、転落理由とみなされる事項が二つ以上あつた場合は、それぞれ該当欄に算入した。したがつて合計は100%をこえる。
2. ※印は1%未満。

んとなく転落の途に入ってしまった家庭不遇による者が三四名ある。とくに家庭不和の場合は、日常生活貧困にからんでいることが多く、また家庭不遇を理由とする者には、道徳にあつてすでに不良化している者が多い。

甘言にのせられた者は、日常生活貧困や家庭不和を原因とする者に多くみられる。七四名のうちには、求職中よい働き口があると誘われだまされた者が二七名、また、家出中の弱味につけこまれた者が二二名ある。このほか、信頼していた知人、友人などの口ぐるまにのせられ、全く欺され転落してしまったというようなものである。

本人に問題があつたとみられる一四一名のうちには、不良性の者六九名、失態、破談のためにやけになつたための者二四名、職場の同僚などと感情の対立があり、いすらくなつたための者等八名、虚栄心から、現在の収入以上の収入を得たいための者五名、おなじく、よい着物を着たいための者四名、その他、転落の理由の薄弱な者が三一名ある。この転落の理由の薄弱なものとは、本人のすべての環境等から判断して、転落する直接、間接の原因がなんら見当たらないにもかかわらず売春婦となつてゐる者であつて、このような者は、無知と輕率により転落しているように見受けられる。

6 相談事項

持込まれた相談は、売春婦をやめることについての援助をもとめてきた保護、更生のためのものが六九％（三八六）、転落の危機にある者について保護をもとめてきた転落防止のものが九％（五三）、更生している者の保護並びに指導をもとめてきたものが九％（五二）、売春婦に関連ある調査を依頼してきたものが四％（二〇）、売春の業態の改善をもとめてきたものが三％（一七）、その他、発見されたもので自発的に相談の意思がなかつたものが六％（三四）になつてゐる。

売春を継続して行くため、働き易い業態に改善して欲しいというもの一七名の中には、前借金为解决して欲しいという者が一〇名あり、その他はくらはえ、稼働安、一時帰郷などについての相談となつてゐる。（第二五表（三）参照）

第26表 相談事項（その一）

項目別	対象者の状態別	総 数		売春婦	再転落の者	転落未だ然の者
		実 数	%			
総 数		533	100	436	60	67
転落防止について		53	9	0	3	50
保護更生について		386	69	386	0	0
売春業態等改善について		17	3	17	0	0
更生又は救出後の保護指導について		52	9	0	51	1
売春婦に関連ある調査依頼について		20	4	10	4	6
調査により発見（相談の意思なし）		34	6	22	2	10
不明		1	※	1	0	0

注 ※印は1%未満

第27表(1) 売春業態等の改善の相談

項目別	対象者の状態別	総 数	前借金を 解決して ほしい	子供の預 るをさが してほしい	くらはえ したい	稼働安 求	そ の 他
対象者の状態別							
総 数		17	10	2	1	1	3
売 春 婦		17	10	2	1	1	3
再転落未だ然の者		0	0	0	0	0	0
転落未だ然の者		0	0	0	0	0	0

(2) 更生又は救出後の保護指導の相談

項目別	対象者の状態別	総 数	所持品を 持ち主か ら取戻し てほしい	生活指導 をしてほ しい	前借金を 解決して ほしい	就職口を さがして ほしい	移動証明 書を提出 してほしい	夫と離婚 し独立し たい
対象者の状態別								
総 数		66	19	8	17	14	5	3
売 春 婦		0	0	0	0	0	0	0
再転落未だ然の者		63	19	7	16	14	4	3
転落未だ然の者		3	0	1	1	0	1	0

注 一人につき相談事項が二つ以上あつた場合は、それぞれ該当欄に算入した。したがつて第26表の同相談件数(52)を上廻っている。

(9) 転落未然の相談

項目別 対象者の 状態別	総 数	売春婦に売 られがある	就職決定に あつたとい うたか	売春婦にな りそう	そ の 他
総 数	53	21	3	24	5
売 春 婦	0	0	0	0	0
再転落未然の者	3	1	0	2	0
転落未然の者	50	20	3	22	5

(4) 売春婦に関連ある調査依頼

項目別 対象者の 状態別	総 数	行方不明の者 が売春婦にな つていないか	売春婦に売 りた風評 がある	働いている者 の現状をしら べてほしい
総 数	20	10	2	8
売 春 婦	10	3	1	6
再転落未然の者	4	3	1	0
転落未然の者	6	4	0	2

更生後、または救出後の保護と指導については、第二七表(2)にみるとおり、所持品を取戻してほしいもの一九名、前借金を解決してほしいもの一七名など更生後において棲主との間にある争いにつき援助をもとめてきた者が多い。その他更生後の生活を安定させるため就職先を探してほしいという者一四名、生活を立て直すため相談指導をしてほしいという者八名あるが、なかには、完全に更生して行くには夫と離婚し独立したいというようなものもあつた。

また、転落未然の相談には、第三者から、放蕩すれば売春婦に転落するおそれがあるとみられたもの二四名、売春婦に売られそうになつていているという者二一名、働き口が売春に関係あるのではないかと、就職するにあたり迷つていているというもの三名、また、他の事項で相談に來たが、本人の性格や環境などからみて転落寸前にあつたとみられたもの五名があつた。(第二七表(9)参照)

なお、売春婦に関連ある調査の依頼としては、行

方不明の者が売春婦になつていないか調べてほしいというもの一〇名、娘の勤務先が売春に関係ないかどうかというものの八名、売春婦に売られた風評があるので調べてほしいというもの二名であつた。(第二七表(6)参照)

このほかに、売春を行つていふことや転落寸前にあることを発見されたもので、相談の意思が全くなかつた者が三四名ある。

7 措置状況

相談の対象者は、複雑な事情の下にさまざまな問題をもつてゐる者が多く、正常な生活に復帰させるためには、いくつかの措置をあわせ行ふ場合が少くない。例えば特飲店の従業員婦の更生相談については、まず店をやめることについて業者との交渉が行われ、前借金、荷物、移動証明書などあとに問題を残さぬように解決をはかり、こうして無事廃業ができる、次の段階として対象者が再び転落することのないよう生活の再建をはかる上から、その事情に応じ、家庭復帰、就職のあつせん、保護措置等のあつせんその他の措置をとることになる。したがつて対象者五六三名に対する措置は、第二八表のとおり一、〇九二で、これは、平均一名につき二つの措置を行つたことになる。

もつとも多くとられた措置は紛争の処理で、相談の対象となつた者の五四％(三〇七)に対し行つており、あとは調査を行つたもの三一％(一七六)、本人指導二九％(一六三)、就職あつせん二二％(一一六)、家庭復帰二二％(一一四)、保護措置等のあつせん一五％(八四)、家庭指導五％(二九)、結婚五％(二六)、他機関への引渡三％(一九)、他室への引渡三％(一五)、生業のあつせん一％(七)、の順となつており、その他の三％には家族の就職あつせんや本人の復校などの措置をとつたものが含まれてゐる。

措置の中で最も多かつた紛争の処理とは、対象者を正常な生活に立戻らせるため、その更生のさまたげとなつてゐる諸問題について、業者等と話し合い解決の措置をとること、前借金や荷物の解決、あるいは身柄の引取、対象者にまつ

第29表 紛争の処理状況

実施別	対象者の状態別	総 数		売春婦	再 転 落 未 然 の 者	転 落 未 然 の 者
		実 数	%			
総 数		307	100	269	35	13
前借金について	小 計	132	43	119	12	1
	婦少室が単独で業者と交渉	61	20	55	6	0
	警察署の協力を得て業者と交渉	39	13	36	2	1
	監督署の協力を得て業者と交渉	13	4	10	3	0
	法務局の協力を得て業者と交渉	19	6	18	1	0
身柄の解決について	小 計	22	7	15	0	7
	婦少室が単独で業者と交渉	16	5	12	0	4
	警察署の協力を得て業者と交渉	2	1	1	0	1
	監督署の協力を得て業者と交渉	1	※	1	0	0
	法務局の協力を得て業者と交渉	0	0	0	0	0
	その他の協力を得て業者と交渉	3	1	1	0	2
荷物の引取に	小 計	89	29	76	13	0
	婦少室が単独で業者と交渉	43	14	37	6	0
	警察署の協力を得て業者と交渉	22	7	19	3	0
	監督署の協力を得て業者と交渉	15	5	12	3	0
	法務局の協力を得て業者と交渉	9	3	8	1	0
そ の 他	小 計	64	21	49	10	5
	婦少室が単独で業者と交渉	47	15	35	8	4
	警察署の協力を得て業者と交渉	7	2	6	0	1
	監督署の協力を得て業者と交渉	5	2	4	1	0
	法務局の協力を得て業者と交渉	5	2	4	1	0

注 ※印は1%未満

が生じ、それ以前に
くらべて解決をはか
ることが容易とな
り、その解決金額は
四、六六四、二一九
に及んでゐる。第三
○表にみるとあり中
でも一〇、〇〇〇円
から五〇、〇〇〇円
がもっとも多く、最
低は一、五〇〇円、最
高は二五〇、〇〇〇
円を解決してゐる。
就職のあつせん措
置については、対象
者の教育程度が低い
ことや、特殊技能を
身につけてゐるもの
が少いため、一般と

第28表 措置状況(その一)

対象者の状態別 措置別	総 数		売 春 婦	再 転 落 未 然 の 者	転 落 未 然 の 者
	実 数	%			
相談業務対象者総数 (措置総数)	563 (1,092)	100 —	436 (870)	60 (100)	67 (122)
紛争の処理	307	54	259	35	13
前借金について	132	23	119	12	1
身柄の解決について	22	4	15	0	7
荷物の引取について	89	16	76	13	0
その他について	64	11	49	10	5
就職あつせん	126	22	84	17	25
生業あつせん	7	1	6	1	0
家庭指導	29	5	19	2	8
本人指導	163	29	134	10	19
家庭復帰	124	22	107	3	14
結婚	26	5	26	0	0
保護措置等のあつせん	84	15	70	7	7
調査実施	176	31	130	16	30
他機関への引渡	19	3	12	4	3
他館への引渡	15	3	11	3	1
その他	16	3	12	2	2

注 一人につき二つ以上の措置を行つた場合は、それぞれ該当欄に算入した。したがって合計は100%をこえる。

二八
わるとその解決、家庭内にある紛争
の処理などだが、かなり困難を伴う
ものが多く、室が単独であつたこと
のほか、警察署、労働基準監督署、法
務局の協力を得て行つてゐる。(第二
九表参照) 紛争の処理のとりだた三
〇七件についてその内訳をみると、
前借金に関する処理が最も多く、そ
の四三% (一三三) を占めてゐる。
次いで荷物引取の二九% (八九)、
身柄の引取七% (二二) の順で、の
こり二二% (六四) は、外部の借
金、あるいは夫との和解並びに離婚
問題、家族争議やヒモの問題等の処
理であつた。

とくに、前借金については、昭和
三十年十月、前借金返還請求を無
効とする最高裁の判決が行われたの
で、業者側にも都合に立つる態度

ॐ नमो भगवते वासुदेवाय
 श्री कृष्णाय नमः
 श्री गुरुभ्यो नमः
 श्री गणेशाय नमः

対象者の状態別 保護措置別		総 数		売 春 婦	再 振 落 未 然 の 者	転 落 未 然 の 者
		実 数	%			
総	数	84	100	70	7	7
婦 人	寮 護	21	25	18	0	3
生 活 保	等 金	6	7	5	0	1
医 療 扶 助	資 金	21	25	18	3	0
就 職 の 祉	資 金	1	1	1	0	0
母 子 福	所 談	6	7	5	1	0
児 童 相 保	所 談	2	3	0	0	2
一 時 護 施	所 設	17	20	14	3	0
養 護 子	寮 費	6	7	5	0	1
母 子 預	り 費	1	1	1	0	0
子 供 旅		2	3	2	0	0
婦 子 掃		1	1	1	0	0

また、自立してゆく上には相談相手の必要なきもあつて、家庭復帰をさせたのみでは、対象者が更生または安定した状態に立戻るとは限らない場合がある。さらに、問題家庭も多く、転落の原因が、むしろ親等の家庭内にあることもあり、対象者を再び転落させないために、婦人少年室間で引渡を行い、婦人少年室協助員が折につけ家庭を訪問して、本人並びに家庭に対し持続的な啓蒙指導を行つてゐる。

対象者の更生をはかるためには、施設等に収容して再教育を行う必要があることがある。また、就職先の決定した者に附随しておきる子供の措置の問題、住居の問題などについて考慮せねばならない場合等もあつて、関係機関等の保護措置の適用を必要とすることが少くない。施設関係のあつせんとしては、婦人寮二一、児童相談所二一、一時保護所一七、養護施設六、母子寮一となつており、扶助関係のあつせんとしては、生活保護六、医療扶助二一のあつせんをしており、資金関係としても、母子福祉資金六、就職の資金一のあつせんをしている。(第三二表参照)

家庭復帰をさせる場合の親許の様子、結婚の相手方の身

金 額 別	実 数	%
総 数	116	100
10,000 円 未 満	3	3
10,000～ 50,000	39	33
50,000～ 100,000	30	26
100,000～ 150,000	8	7
150,000～ 200,000	2	2
200,000～ 250,000	1	1
250,000 以 上	1	1
不 明	32	27

注 前掲金かいつ総額——4,664,219円
 最高——250,000円
 最低——2,500円

職	租	總	數
總	數		78
旅家工店事炊羹洋農番職	中中員員員婦習習信習明		15
館・飲廳	店女		14
食			10
	務		5
婦・雜	役		5
事	見見		5
容裁	手		2
讓	見		2
讓	不		2
租			1
			17

注 就職あつせん126件のうち、現在就職しているもの78件(62%)の就職先である。

同列で就職させることは非常に困難なことであるが、公共職業安定所に連絡をとり、室もまた公共職業安定所に協力して就職あつせんに努めている。このようにして二二六名（二二％）について就職あつせんを行つたが、就職決定後において、家庭復帰や結婚などにより就職しなかつた者もあつたため、現在、職場で働いている者はその六二％にあたる七八名で、対象者五六三名に対しては一四％にあつている。その就職先は（第三一表参照）、旅館、飲食店女中、家庭女中など女中関係（二九）がもつとも多いが、工員、店員、事務員、炊事婦、雑役婦その他、美容師・洋裁師・看護婦の見習など技術習得の関係にも就職している。なお、前記の旅館、飲食店は、十分調査して信用のおけるもののみであつた。

対象者を家庭に帰すことが出来るときには、家庭復帰の措置をとることが多い。しかし、本人に性格的欠陥があり、

第33表 調査実施状況

実施別	対象者の状態別		亮 春 婦	再 転 落 未 然 者	転 落 未 然 者
	実 数	%			
総 数	176	100	130	16	30
婦 人 少 年 室 が 実 施	68	39	52	5	11
他 機 関 に 依 小 警 察 署 署 他	55	31	41	5	9
頼 して 実 施 監 督 の 実 施	44	25	35	3	6
	2	1	0	0	2
	9	5	6	2	1
他 室 に 依 頼 して 実 施	53	30	37	6	10

第34表 措置に要した期間

期 間 別	実 数	%
総 数	563	100
1 週 間 内	245	43
2	55	10
3	32	6
1 カ 月 内	36	6
2	37	7
3	16	3
4	4	1
不 明	138	24

許、あるいは、行方不明の者の消息、対象者またはその職場などについて親族や第三者等から調査を依頼されることがある。このようなとき室がただちに調査を行うが、場合によつては、他機関や他室の協力をもとめることがある。とくにこの種の調査には、消息不明の者が対象となることが多いので、迅速を要するため、警察署に依頼して問題の早期発見につとめることが多い。調査実施一七六件のうち、室が実施したもの三九%、他機関に依頼して行つたもの三一%、他室三〇%である。(第三三表参照)

これらの措置に要した期間は、対象者のもつ問題の轻重により当然差異がある。相談を受理した当日より、一応の措置が終了して室の手を離れた

日までをかぞえ、一週間以内のものは五六三名のうち四三%(二四五)であり、二週間以内一〇%、三週間以内六%となり、その他は一カ月から四カ月までの措置期間を要している。(第三四表参照)

なお、このほか、本人並びに家庭に対して啓蒙指導が継続的に行われている場合があり、これは措置に要した期間とは別に相当の長期間にわたつてゐる。

8 亮春問題相談業務の問題点

これは、昭和三十一年三月、婦人少年室の報告に基づき、亮春問題相談業務の問題点としてまとめた資料の中から、亮春防止法が通過した今日においても、なお問題として残されている事項を抜粋したものである。

(1) 紛争の処理に関して

- イ 前借金については、内容が複雑で判定が困難なものがある。
- ロ 前借金等、紛争の処理に努力をしても、本人が計画的に役所を利用したのではないかとみられる場合もある。
- ハ 本人及び業者に「偽り」が多く、処置をすすめている最中に出発点へ戻つてしまうような事態が起り、そのために長い時間と努力が徒勞に終ることがある。
- ニ 問題解決にあつて前科者やボスを相手とすることがあるので、しばしば身の危険を感じることもある。
- ホ 業者は義理人情一点ばりで、法律無視の態度のものが多く話し合いが困難である。

(2) 就職のあつせんに関して

- イ ただちに就職する必要のある人達であるが、義務教育を終了していないなど教育程度が低く、特殊技能もないので、就職先は極度に限定され、住込女中以外の就職あつせんに難しく、職業指導の強化を痛感する。
- ロ つねに特殊事情を考慮しなければならないので雇用するものが少い。たとえば、比較的求人が多い女中でも一般

の家庭では売春の経歴のあつたものを雇入れることを嫌ひ、また喰い物とされている者が多いため、かかりあいを持つことを恐れ採用するものが少ない。

へ かけこみ直後では本人の身元や性格もよくわからず、責任をもつて就職あつせんを行うのに苦労する。室長宅に一週間おいてから就職させた例もあり、本人の性格や更生の意思をはつきりみきわめるための期間置いておく施設がほし。

ニ 其の労働意欲が欠けており、真面目な職業につく意思も体力もなく、自らを卑下し、職業安定所に行くことを好まず、水商売の女中になることを希望する者が多い。

ホ 就職をさせても今までのルーズな生活からぬけきれず、つねに職場で問題をかもし、雇主や同僚から敬遠されることが多い。一方、中には前歴の知れることを恐れ、心が動揺し職場に落着けない者もある。

へ 売春によつて得る収入よりも、真面目な働きによる収入が少いため、長つづきせず再転落してゆく危険性がある。

ト 家族の生活をになつてゐる者が多いため、本人の就職をあつせんしただけでは問題の解決にならないことが多い。就職あつせん後においても、婦人少年室に責任をもたされることがあるので、職場で本人に問題があるたびに問題をもちこまれ、精神的負担が大きい。

(3) 家庭復帰に関して

イ 売春婦となつた娘を家に迎えることを好まず、真面目に立直るまで婦人少年室にあづかつてほしいという者や、家に戻つてくるとは家族の生活を脅かす親不孝行為と考へてゐる親があり、家庭復帰は困難な場合が多い。

ロ 貧しい家庭に帰ることを好まない者、家庭に帰ることがもつとも望ましい場合でも家業を継ぐ者、あるいは家族への愛着がない者など、家庭には帰ることができず困る場合がある。

ハ 本人の将来のため、よい相手と考へられない者と結婚生活に入ることがある。

ニ 貧困、家庭不和、親または夫の無教養、家庭内の愛情の欠除など家庭環境がよくないため、家庭へ戻しても生活の立直しが難しく、時期が過ぎると再び転落する可能性があり、家庭復帰による更生はあまり期待できないものが多い。

(4) 収容施設に関して

イ 収容施設がないため、一時的措置として関係官庁係員などが個人的に世話をしたり、また室長、協助力宅に問題解決まで保護する場合が多く、その間の生活費は個人負担となつてゐるので物心両面の負担が大きい。

ロ 救ひあげた者も、収容施設がないため更生措置が充分に行えず、再転落して行くような結果にもなりかねない。

ハ 収容施設がないため、関係機関の問題解決の態度をにぶらせてゐる。

ニ 生活保護法による居所の提供に該当させようとしても困難な実情にある。

ホ 婦人更生施設の拡充（未成年者は別個に）、一時収容施設、寄宿舎的な施設を要望する。

(5) 本人並びに家庭の生活指導に関して

イ 怠惰な生活からぬけさすための持続的な生活指導が必要であるが、婦人少年室の現状では困難である。

ロ 生活指導を持続的に行うための、専門指導員を要望する。

ハ 指導を迷惑がる家庭があり困る。

ニ 本人の指導よりも、家庭の指導の方が先決と思われることが多く、子供を私物視する考えを是正するため、また、売春を悪とする社会教育面の強力な指導を必要とする。

ホ 家族も本人も当初の決心を持続することが難しく、更生を誓つて家庭にかえつても再び家出、再転落することが多い。

(6) 他機関との関係において

イ 売春に対する考え方、各機関の取扱い方がまちまちで、一事件を処理する上に一貫性がなくその調整に苦労する。

ロ 他県人の売春婦を取扱うことは、少い予算にくい込むので迷惑がられる。

(7) その他

イ 愛情をもつて問題解決に努力しても欺かれることがあり、真に更生を望むものであるか、彼所を利用するものであるかの判定がむづかしい。

ロ 業者は売春婦を一團巧妙に手なづけようとしており、また、従業婦は義理人情にしばられて自ら更生するという意慾を阻害されているむきもある。

II 事例

婦人少年局が行つた売春問題相談のうち、ここには、措置結果よりみて「紛争を処理した事例」、「就職をさせた事例」、「家庭復帰又は結婚生活に入らせた事例」、「振落の防止と更生後の指導をした事例」の四つに大別して二三の事例を掲載した。対象者の問題解決には、いくつかの措置をあわせとることが多く、これらの事例は、いづれもとつた措置が二つあるいは三つとかさなつてゐるが、ここでは、そのうちの重きをなした措置によつて分類した。対象者の氏名並びに業者の店名については、それぞれ仮名、略称を用いた。

1 紛争を処理した事例

事例 (1)

イ 取扱つた婦人少年室 広島

ロ 受理月日 昭和三十一年六月十六日

ハ 受理経路 婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏 名 横川 ゆき子

年 令 二三才

学 歴 新制中学中退

結婚の状況 離別 (子供一名)

出生地 山口県

前 職 なし

ホ 家族 継父 (年令不明) — 半農半漁 実母 (年令不明) 子供六名 (継父の連子五名、本人の子供一名)

へ 仕送り関係 実母に不定期に三、〇〇〇円送る
ト 転落の理由と経過

家庭は、半農半漁の中以下の生活程度である。実父は十年前に死亡し実母と二人きりになった。その後、長崎市に居住していた叔父（父の弟）一家が原爆にあい、叔母は死亡し叔父と子供五人が残されたため、八年前に叔父と子供五人が本人の母のもとにきて、事実上叔父と母は夫婦になった。叔父の長男（現在「三才」と本人を結婚させる願が親同志でまともり、長男もそのつもりでいたが、本人には他に結婚したい人があり、長男との結婚には反対。やがてその男と同棲し、一九才のとき男の子を生んだ。しかし、この生活も間もなく破綻、子供は本人の実母の子供として入籍した。本人は二十九年六月二十三日家出、広島市に出て就職しようとしたが、知り合つた男の甘言にのせられて広島市内の特飲店に前借金八、〇〇〇円で売られ、その店の従業員として働くようになり、やがて、そこで「ドル箱」といわれるほど収入をあげるようになった。その店では、仲居に一回、残りを業者六分本人四分の玉割りの立前にはなつてゐるが、毎日入浴費、食費を各一〇〇円の割でとられ、衣服も、本人の希望の如何にかかわらず業者が無理に作らせて市価の倍額の値段で請求し、更に一日休むと九、〇〇〇円（本人の一日平均稼働高）が借金につけられた。外出は禁止され、店の親類筋にあたる暴力団の若い衆が見張りをしている有様で、いくら働いても借金は増すばかりで、その額は六七、〇〇〇円に上つた。以前から脱出の機会をねらつていたが、漸く業者の隙をみて無一物で逃げ出し、婦人少年室に救済を依頼してきた。

テ 相談事項

①前借金の解決 ②本人の所有物（大行李三、洋服ダンス、整理ダンス、三面鏡、ラジオ、茶ダンス、火鉢）の引取り ③今後更生して再出禁したいので将来とも力になつてほしい

リ 措置

解決のため、関係者を婦人少年室に呼び、業者三、継父、室長の五人で話し合つた。その結果、前借金六七、〇〇〇円は棒引となり、荷物全部は即日本人に渡すこととし、継父に山口県の自宅まで持ち帰らせた。なお、本人は、保護養生させる必要があつたが、適当な保護施設がないため、やむなく室長宅に八日間保護ののち親許に帰した。

事例 (2)

イ 取扱つた婦人少年室 山口
ロ 受理月日 昭和二十五年十一月二十七日
ハ 受理経路 警察署からの引受
ニ 対象者

氏 名 水野喜美子

年 令 一八才

学 歴 新制中学卒

結婚の状態 未婚

出生地 山口県

前 職 なし

ホ 家族 実母（四八）——農業 妹二名（一七、一一）

ヘ 仕送り関係 なし

ト 転落の理由と経過

父親はなく、母親と妹二人の世帯である。中学卒業後、家で農業を手伝つていたが、妹の入院費用のため三十年九

月、下関市の特飲店Aに前借金六〇、〇〇〇円で入棲した。(周旋人は不明であるが、周旋料五、〇〇〇円を支払っている)。同年十二月に、現在の特飲店Bへ前借金六五、〇〇〇円でくらがえして来たが、一向借金が減らず、たえかねて警察署に相談に行つたところ、警察署より婦人少年室に連絡されたものである。

チ 相談事項

①前借金の解決 ②所有物の引取り ③家庭復帰 ④就職先のあつせん

リ 措置

本人が、再び売春しないという強い決心であるので、早速、警察に連絡、業者を呼び出してもらい、業者、警察署、婦人少年室の三者で話し合つた結果、前借金は押引とした。また、荷物については本人、業者、婦人少年室、婦人少年室協助力員が話し合い、これも、全部本人のもとに戻ることになり、婦人少年室協助力員立会のもとに引取らせた。なお、外部の借金が残つていたので、これについては、商人達に室より本人の事情を話し、できるだけ安価にしてもらうよう交渉、請求書をださせ本人に支払させた。本人は徳山市の母親のもとに帰えしたが、就職問題などその後の指導には担当地区の婦人少年室協助力員があたつてゐる。

事例 (9)

イ 取扱つた婦人少年室 熊本、京都

ロ 受理月日 昭和三十一年十月四日

ハ 受理経路 婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏 名 高田 尚子

年 令 二四才

学 歴 新制高校卒

結婚の状況 未婚

出生地 熊本県

前 職 キャバレーのダンサー

ホ 家族 実父(五四)―生命保険会社勤務 実母(五〇) 妹(二二)―キャバレーダンサー、妹(二〇)

ヘ 仕送り関係 なし

ト 転落の理由と経過

高校卒業後キャバレーに働いていたが、仲介人によつて京都に行くことをすすめられ、キャバレーだと思つて来たところ特飲店だつた。しかし、帰ることも出来ず働いていた。現在、病氣であるが、思う様に治療が出来ないばかりか、雇主に客をとることを強制され苦しんでいた。

チ 相談事項

①本人の身柄引取り―親許では、本人が京都のキャバレーで働いているものと思ひ込んでいたが、妹が本人を尋ね、はじめて特飲店で働いていることを知り両親に話したので驚き、一日も早く帰郷させたいと、婦人少年室に依頼してきたものである。

リ 措置

熊本婦人少年室では、ただちに、本人の豫備先の所轄である京都婦人少年室に連絡、協力を依頼した。京都婦人少年室では、業者の来室をもとめ、娘をつれ戻しのため上落した父親とともに話し合った。その結果、業者は、本人を帰郷させることについては納得したが、前借金三〇、〇〇〇円の問題が残つたので、これについては警察署に連絡をと

り漸く解決することが出来た。なお、熊本婦人少年室が相談を受理してより一週間目に、本人は、父親に伴われ無事帰宅した。

事例 (4)

イ 取扱った婦人少年室 長崎

ロ 受理月日 昭和三十一年十月二日

ハ 受理経路 婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏 名 藤田 とよ

年 令 三十一才

学 歴 高小卒

結婚の状況 離別（子供男一名）

出生地 長崎県

前 職 電話局勤務

家族 実父（年令不明）—鍛冶屋 実母（年令不明） 弟（年令不明） 本人の長男（八）

へ 仕送り関係 親許へ長男の養育費として不定期に送っている。金額一定せず。

ト 振替の理由と経過

昭和十六年三月高小卒業後或る会社に入社、のち電話局に移った。二十四才で結婚し長男が生れたが、夫が病弱のため、将来の見込みが立たず離婚、子供を引取り、親許へ帰って再び電話局につとめた。二十四年五月、知り合った女にだまされ借金が出来てしまい、その返済金を作るため長崎の特飲店且に前借金六〇、〇〇〇円を入った（仲介人なし）。三十年二月特飲店Fに替り、前借金は二五〇、〇〇〇円位にふえたが、客が多く、現在は二二〇、〇〇〇円に減っている。本人は、同僚から「インテリ」といわれ、新聞や婦人公論等により売春防止法も知っており、業者のやり方について非難したことも度々で、業者側からは痛し痒しの存在であつた。

チ 相談事項

①本人の子供が小学校に入学し親の生活を考える様になつて来たので、売春婦をやめたい ②業者が婦人のため、本人だけで話し合えば感情的になるおそれがあるので、前借金その他の話し合いに立合つて貰いたい

リ 措置

十月二日、業者に来室を求め、室長立合いで本人と話し合わせたが、業者は、前借金額が大きいため一応業者組合とも話合つた上でないと回答出来ないということになり物別れとなつた。翌日業者の代理人として市会議員O氏（妻の名義で貸席業を営んでいる）が来室し、室長に「前借金は棒引きには出来ないが、O氏が親代りとなつて本人を引取り嫁に行くと言う形で親元に帰すことにしてほしいと回答した。いわゆるO氏の顔を立てることであるが、実質的には本人の借金が棒引され、親元へ帰れることになるので本人にこの旨を伝へ承認させた。本人は、五日、荷物一切をまとめ無事親許に帰つたが、この解決までの期間は婦人少年室協助員が身柄を保護した。

事例 (5)

イ 取扱った婦人少年室 東京、静岡

ロ 受理月日 昭和三十一年五月二十九日

ハ 受理経路 婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏 名 寺田 幸子
 年 令 二二才
 学 歴 小卒
 結婚 状態 未婚
 出生 地 東京
 前 職 店員

ホ 家族 実母(四四)―内職 祖母(七四) 姉(二五)―交換手 妹(一九)―調理士 妹(二〇) 他に姉夫
 姉同居 義兄(三〇)―工員 姉(二六) 姉(三)

ヘ 仕送り関係 親許へ不定期に送る。送金総額二〇〇、〇〇〇円以上
 ト 転落の理由と経過

家庭貧困のため、叔母(父の妹)のすすめで、昭和二十六年一月二十九日(当時一六才)静岡県伊東市松原の特飲店Aに前借金二〇、〇〇〇円で接客婦として住み込んだ。同店で五年間働き続けたが、借金がふえる一方なので、前途を悲観していたところ、たまたま酒の上で客と喧嘩をしたことを業者に叱責されたので、座敷着のまま飛び出し都内を転々としてかくれていたが、冤罪防止法の成立を新聞で知り、婦人少年室に相談に来たものである。

チ 相談事項

①接客婦となる際、年令不足のため本人の姉の移動証明書を持参しているが、姉が近目中に結婚するので証書取戻してほしい ②前借金の解決 ③所有物の引取り

リ 措置

東京婦人少年室から静岡婦人少年室及び伊東警察署に協力を依頼した。静岡婦人少年室では、早速業者を訪問、交渉したところ、本人が長く勤めたということに免じて前借金一〇、〇〇〇円の棒引、所有物、移動証明の返還一切を了承したので東京へ連絡。東京からは婦人問題相談員が本人に同伴して業者を訪問、荷物を引取った。なお、姉の移動証明書は後日、業者より郵送され、一六日目に問題は解決した。

事例 (8)

イ 取扱った婦人少年室 秋 田

ロ 受理月日 昭和三十一年五月十七日

ハ 受理経路 婦人少年室へ第三者よりの投書により発見

ニ 対象者

氏 名 竹田 信子
 年 令 一八才
 学 歴 新制中学卒
 結婚の 状態 未婚
 出生 地 愛知県
 前 職 温泉の宣伝係兼女中

ホ 家族 実母(四二)―工員 兄(二五)―工員 兄(二二)―大工 弟(二五)―見習工 弟(二二、九)
 ヘ 仕送り関係 なし
 ト 転落の理由と経過

中学卒業後、バスの車掌をしていたが異性との問題で退職した。三十年七月愛知県下の温泉に宣伝係兼女中として勤務しているうち、運送店の息子Mと知り合い、Mのために土地の銀行から三〇、〇〇〇円を借用した。たまたま前記温泉で知り合ったEという男に強迫され、所持金全部を取り上げられたうえ、愛知県を皮切りに石巻、赤倉、湯沢、横手、秋田と転々と売り飛ばされていた。

チ 相談事項

①本人のもとに通う客より、「更生させてやりたい」と婦人少年室に投書があつたものである

リ 措置

投書受領後、ただちに秋田警察署と連絡、Eの取調べを依頼。本人を警察に呼び出してもらい、本人を説得、本人が実家に知れることをおそれたので、東京の伯父に電話で事情を話した。翌日、長兄が東京から来察。一方、労働基準監督署とも連絡をとり、警察署、監督署、婦人少年室と協議のうえ業者を訪問、話し合いの結果、前借金(Eの持つて行つた六五、〇〇〇円と本人の借金二五、〇〇〇円、計九〇、〇〇〇円)は棒引きとなつた。更に「稼ぎ」の未計算分について本人がくめいにノートに記入をしていたため二分八分で計算され、残金三、〇〇〇円が本人に渡されることになつた。荷物も、全部本人に戻された。

なお、性病にかかつているおそれがあるので保健所に連絡をとり、本人の検診してもらつたが、別に異常がなかつたので、長兄とともに、一応、東京へ帰した。その後、郷里に帰り、元気に過していると本人より手紙が来ている。

事例(ウ)

イ 取扱つた婦人少年室 岩手

ロ 受理年月日 昭和三十一年八月十三日

ハ 受理経路 法務局より協力依頼

ニ 対象者

氏 名 加藤 道子

年 令 二六才

学 歴 高小卒

結婚の状況 離別(子供なし)

出生地 秋田県

前 職 なし

ホ 家族 実母(四四)―農業 妹(二二)―農業 弟(一六) 妹(一四、一一)

ヘ 送金関係 なし(但し、盆暮におみやげ代りに一、〇〇〇円づつ親に渡す)

ト 転落の理由と経過

小学卒業後、家事の手伝いをしていたが一九才の時、親が決めた相手と気の進まぬまま結婚、一年足らずで離婚した。昭和二十七年十一月頃自立するために花巻市大沢温泉の特飲店Mの従業員となつた。二年余りいるうち、衣類の購入、病氣などで六〇、〇〇〇円の借金が出来てしまい、借金返済のため現在の店にくらがえした。現在前借金七〇、〇〇〇円(くらがえ当初の前借金六〇、〇〇〇円、病氣治療費一〇、〇〇〇円)がある。

チ 相談事項

①前借金の解決 ②所有物の引取り

リ 措置

本人の更生意志の強いことがみられたので、法務局人権擁護課長と室長が本人を伴い業者を訪問、前借金、荷物に

ついて交渉した。その結果、業者は、「くらがえされるのでは絶対に困るが、本人がまともな生活に入らばやむを得ない」と一切の申出を了承した。本人は無事帰郷、元気で家業にはげんでいる。

2 就職させた事例

事例 (1)

イ 取扱った婦人少年室 山 梨

ロ 受理月日 昭和三十一年十月六日

ハ 受理経路 婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏 名 木部 孝子

年 令 二五才

学 歴 小卒

結婚の状態 未婚

出生地 東京都

前 職 食堂の女中

ホ 家族 両親は死別、兄夫婦が東京にいるらしいが判明せず、孤独

へ 仕送り関係 なし

ト 転落の理由と経過

幼いとき両親に死別し、製糸工場に約四年間働いていたが、のち、甲府に移り食堂の女中をしていた。家族なく、頼る人もないままに遂に特飲店に入り売春婦となったものである。

チ 相談事項

①更生に伴う就職あつせん

リ 措置

公共職業安定所に依頼し旅館女中をあつせんしたが、本人が住込みを嫌ったため中止となった。その後、製糸に経験のあることを考慮し、心あたりの業者に事情を話し依頼したところ、本人の居住地近くの製糸工場に採用が決定し、「二三日働いたが仕事は馴れないとやめ、下宿先の世話で菓子工場で働くことになり、現在、ここに落着いて働いている。しかし、給料が安いことから、下宿先が同情して親切に面倒をみてくれたことが、かえって本人を窮屈に感じさせ、これから逃亡の素振りが見えはじめたことがあり、室長が立合つて下宿料二、〇〇〇円（食事を含む）と決めた、本人の気兼ねのないようにした。その後も室長はじめ協助力員が時折訪問して生活指導にあたっている。

事例 (2)

イ 取扱った婦人少年室 香 川

ロ 受理月日 昭和三十一年十一月二十九日

ハ 受理経路 警察署より協力依頼による

ニ 対象者

氏 名 有沢由利子

年 令 一七才

学 歴 小学中退

結婚の状態 未婚

出 生 地 高知県

前 職 農業手伝

ホ 家族 実父(五七)―農業 実母(四八) 姉(二二) 弟(一五) 妹(一一、九)

ヘ 仕送り関係 なし

ト 転落の理由と経過

親許は二余反の貧農であり、着物も思うように着られないことから、自分で働らいてつくりたいと思い、高松の特飲店Kで働いている友人を頼つて来高、現在に至つたが、収入は良いが前途に不安を感じ警察署に相談に行き、警察署から婦人少年室に連絡があつたものである。

チ 相談事項

①更生に伴う就職あつせん

リ 措置

公共職業安定所と連絡をとり、就職先を探した結果、翌日、高松市内の某漆器店で前歴了事のうえ住込み女中として採用された。月収三、五〇〇円以上で、十二月一日から働いてゐる。

事例 (8)

イ 取扱つた婦人少年室 静岡

ロ 受理月日 昭和三十一年六月十九日

ハ 受理経路 警察署からの引受による

ニ 対象者

氏 名 長尾 清子

年 令 二〇才

学 歴 新制中学中退

結婚の状態 未婚

出 生 地 長崎県

前 職 料理店の女中

ホ 家族 義父(四四)―探炭夫 実母(四四) 妹(一一、九、七)(七才)は父ちがいの妹

ヘ 仕送り関係 なし

ト 転落の理由と経過

実父は原爆が原因で被爆後一ヶ月で死亡。継父と意見があわず、姉三人、兄二人は家出、本人も、友人NとNの姉の知人で愛知県豊川市で洋裁の教師をしている人を頼つて家出した。そこで知り合つた女にだまされ五〇、〇〇〇円で売られ、その金全部とられたうえ、二、三度くらがえさせられた末、秋葉ダムの特飲店へ来た。苛酷な労働に耐えかね、そこから逃亡したが、三日間で発見され、一〇〇、〇〇〇円の捜索費を借金としてつけられてしまった。その後、東京警視庁の手入があり、業者は検束されたが、本人は、業者の手下である暴力団に転売されるおそれがあつた。

チ 相談事項

①今後の身のより方をどうしたらよいか警察署に相談があり、警察署より保護更生の指導について依頼を受けた

リ 措置

前借金は、警察が業者と話し合いの結果押引きとなつた。本人の更生については、県の職業安定課と相談、出来るだけ現在地から離れたところで住込みの家庭女中の口を探すこととし、心当りの婦人少年室協助力員にも依頼したところ、幸い相談をうけて約一週間後婦人少年室協助力員の知人の家庭で前歴を承知のうえ雇入れ、親身になつて世話をしてくれることとなつた。現在、本人はそこで気持よく働いている。

事例 (4)

イ 取扱つた婦人少年室 宮 城

ロ 受理月日 昭和三十一年十月五日

ハ 受理経路 婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏 名 丹野 くに

年 令 二〇才

学 歴 新制中学卒

結婚の状況 未婚(但し、同棲の経験あり)

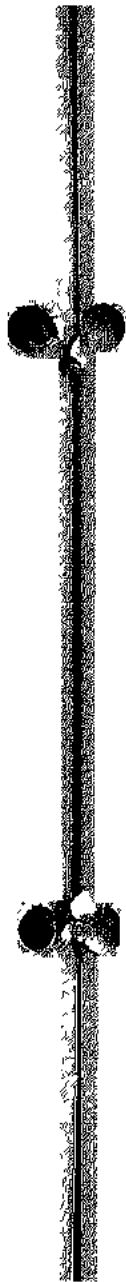
出生地 宮城

前 職 製糸工場工員

本 家族 実父(六三)―農業 実母(六〇) 兄(二六)―農業 兄の妻(二四) 妹(一八)―工員 弟三名(高校生、中

学生、小学生)

へ 仕送り関係 実父あて、不定期に三、〇〇〇円送金



転落の理由と経過

昭和二十八年中学卒業後、製糸工場に働いていたが、翌年退社して或る男と同棲した。ところがその男に妻子のあることが判り、別な男と同棲するようになったが、その男にもだまされ生活のために転落した。その後、その男とも別れたが引続き売春婦として現在に至つた。最近更生の意志を強め、たまたまこの事情を知つた大兄姉運動(B・B・S)会長のすすめによつて婦人少年室に申出たものである。

テ 相談事項

①更生に伴う就職あつせん。

リ 措置

本人と面会して更生する意志を確めたうえ、公共職業安定所に協力を依頼したところ、約一ヶ月後、仙台市内の某電線会社に就職させることが出来た。

事例 (5)

イ 取扱つた婦人少年室 岐 阜

ロ 受理月日 昭和三十一年十二月十五日

ハ 受理経路 婦人少年室協助力員の発見による

ニ 対象者

氏 名 丹田みどり

年 令 二三才

学 歴 小卒

結婚の状況 未婚

出生地 富崎県

前職 人夫

ホ 家族 実父(六七)―漁師 実母(六三) 妹(一四、七) 兄(二八)―行方不明

ヘ 仕送り関係 なし

ト 転落の理由と経過

一九才の時、家族(主として兄)とけんかをして家出、友人を頼つて来岐したが、友人やその仲間にだまされて名古屋の特飲店へ売られ、岐阜、名古屋、大垣、長野と四年間転々とした。その間、親許とは音信不通であつたが、一度帰宅してみたり長野の業者の許から家出をしたが、旅費がないため、以前住込んだところのある大垣の特飲店に帰郷の旅費を作るため働かせてほしいと頼み込み、そこで働いていたが、一週間目に悪性の盲腸炎にかかり入院、その費用約三〇、〇〇〇円が前借金に加算された。本人入院中、たまたま同室の患者を見舞に行つた協助員が、このことを知り、積極的に事情をきいて、相談にのつたものである。

チ 相談事項

①医療保護の依頼 ②更生に伴う就職あつせん

リ 措置

先づ市役所厚生課に医療保護を依頼、適用をうけることができた。一方、市の婦人相談室にも協力を依頼。また、業者の許に向き本人の更生する意思のかたいこと並びに、前借金の処置について、話し合つた。その結果、業者も了解して、本人の持物で不要なものは業者が買い受けてくれることになり、前借金七、〇〇〇円、入院費用は医療保護をうけたため前借金と関係がなくなつてゐるに減額された。退院後は、市の母子寮へ一時收容を依頼し、更に本人の就職については繊維工場にあつせんが決定していたが、協力機関を通じて新聞に報道が出たことにより前歴がわかり就職が取消されてしまつた。その後公共職業安定所に連絡したところ、即日、某繊維会社に、前歴を諒解のうえ就職が決まり、三十二年一月会社の寄宿舎に入寮させることが出来た。

事例 (6)

イ 取扱つた婦人少年室 埼玉

ロ 受理月日 昭和三十一年十二月二十日

ハ 受理経路 婦人少年室協助員への申出による

ニ 対象者

氏 名 島田 なか

年 令 三五才

学 歴 小卒

結婚の状況 未婚

出生地 埼玉県

前 職 なし

ホ 家族 実父(六二)―神経痛で寝たきり 実母(五八) 妹(二三)―住込店員 妹(一七、一五)

ヘ 仕送り関係 なし

ト 転落の理由と経過

対象者は智能指数が低いので家でぶらぶらしていたが、所沢という場所柄、最初はチョコレット欲しさに米軍の相

手をしているうちいつか黒人相手の街娼に落ちてしまった。しかし、そこでもだんだん相手にされず、妊娠八ヶ月の身体を置く所もなく、婦人少年室協助力員宅に泣き込んできた。

チ 相談事項

①胎児の処置 ②就職あつせん

リ 措置

胎児の処置については急を要するので、早速、民生委員、警察防犯課に協力を依頼し、生活保護法の適用による無料入院の手続きをとり、無事手術をすませた。手術後の身柄引受につき家族一同反対であつたが、本人の身の振り方を出来るだけ早く室が考えることを約束し、一時家庭に引取らせた。幸い婦人少年室協助力員のあつせんにより、某旅館の皿洗いに就職がきまり住込みで働くようになった。

3 家庭復帰又は結婚生活に入らせた事例

事例 (1)

イ 取扱つた婦人少年室 福岡

ロ 受理月日 昭和三十一年四月二日

ハ 受理経路 婦人少年室協助力員への申出による

ニ 対象者

氏 名 野原 澄子
年 令 一三才

学 歴 新制高校卒

結婚の状況 未婚

出生地 長崎県

前 職 店員

ホ 家族 実父(五七)―農業 継母(年令不明)―農業 妹(一八) 弟(一七)

ヘ 仕送り関係 なし

ト 転落の理由と経過

高校卒業と同時に家庭が面白くないので、長崎県諫早の小間物店に勤務していたが、三十年四月頃悪質な仲介人の甘言にのせられ福岡市内の某飲食店に勤めるようになった。そのため自暴自棄になり、一年もたたないうちに対馬の特飲店、大浜の特飲店と移り歩き現在の店に働くようになった。婦人少年室協助力員が見直福祉法違反のあつた特飲店に公務で屢々訪ねるうち、本人から相談されたものである。

チ 相談事項

①更生に伴う就職あつせん

リ 措置

各関係機関等に就職あつせんを依頼し、苦心の末、漁業組合の事務員に就職させることができた。ところが間もなく、実母から実父が急死したので農業の手伝いと弟妹の面倒をみるため帰宅するよう連絡があり、家庭に帰つた。

事例 (2)

イ 取つた婦人少年室 佐賀

受理月日 昭和三十一年九月二十一日

受理経路 婦人少年室の発見による

対象者

氏 名 佐藤美恵子

年 令 二八才

学 歴 小卒

結婚の状況 離別

出生地 佐賀県

前 職 なし

家族 実父(六〇)―無職 実母(年令不明) 弟(三五)―行方不明 妹(二〇)―日雇 弟(一七)―自転車屋雇員

へ 仕送り関係 実父に毎月七、〇〇〇円送金

ト 転落の理由と経過

本人の家庭は、九人の子供を抱えた炭坑夫の家庭で貧困のどん底であつたため、小学校卒業と同時に、佐賀県下の遊廓に一〇年の年間で舞子として住込んだ。その後、芸者兼娼妓、特飲店の従業員、妾、そして結婚と転々とした炭の道をたどつてきた。戦時中、本人は大阪より疎開したが、親許でも疎開し互に消息が不明になつたまま、一〇年間経つた。たまたま、親達が住んでいるT市出身の従業員から親兄弟の生存を知り、連絡もついたが、親たちは相変らず貧しく、本人から親元へ仕送りすることになつた。婦人少年室では、本人の働らいていた佐賀県下の某料亭が助金九号違反、風俗営業取締法違反容疑で佐賀地検に送検されたことを知り、従業員の間を計りたいとその料亭の従業員婦を訪れ、本人の相談に応じたものである。

テ 相談事項

①現在、借金は減つているので、この際更生したいと思うが、家庭には毎月七、〇〇〇円送らねばならず困つてゐる。自分は、子宮外妊娠の手術をして一カ月位しか経つておらず、労働はできない状態にあり、できれば結婚したい ②弟が失業してからぐれ出し困り果てている真人間にできないだろうか ③父と妹を市役所の日雇労働者として働かせてほしい

リ 措置

家族の居住地の公共職業安定所へ婦人問題相談員を派出させて就職を依頼したところ、弟は炭坑夫、また妹には会社の炊事婦(食事付四、〇〇〇円)、父親には失業対策人夫、本人には家庭の女中としてあつせんする旨回答を受けた。ただちに、本人へ公共職業安定所に至急出頭する様通知したが、返信がないので、前記料亭に行つたところ、今後の方針の相談のため親元へ帰宅していたが、家族相談の末、弟は炭坑夫に就職し、今後父のことは弟がみることにし、本人と妹は実姉の婚家先に引きとられることになり、妹は姉の家から働きに出ることに決まつた。また借金については業者が餓別としてくれたので、本人は無事帰宅することができた。出発の日K駅に室より見送りに行つたが、迎えに来ていた父親に本人は今まで家庭の犠牲になつてきたのであるから、今後は幸せな生活をさせるようにとよく話した。

事例 (3)

イ 取扱つた婦人少年室 福岡

ロ 受理月日 昭和三十一年十二月十三日

ハ 受理経路 保護観察所よりの引受

ニ 対象者

氏 名 戸田 素子

年 令 一八才

学 歴 小学中退

結婚の状況 未婚

出生地 大阪府

前 職 芸妓置女中

ホ 家族 実父(四九)―やすり目立業 実母(四二)―和歌内職 兄(二六)―工員 妹三人(一一、七、五)

ヘ 仕送り関係 父親がいつもとりきたが、金額は不明

ト 転落の理由と経過

実父は酒好きで生活が苦しく、栄養不良がもとで本人は小学二年のとき失明した。幸い三年程して幾分視力が回復したが、母親が日雇いになるため母親代りとなつて妹達の面倒をみていた。一四才の時、前借二〇、〇〇〇円で芸妓置の女中として住込み、二年間の年期があけたので帰宅したが、十三号台風のため家がつぶれてしまい生活は益々苛しく再び和歌山の遊廓に前借五〇、〇〇〇円で父親に売られた。なお、一年間に二四〇、〇〇〇円程父親が金をとりに来ている。その後、一八才未満であつたため発見されて親許に帰され、祖父のもとで半年間炭焼きの手伝いをしていたが、再度、経済上の理由で実父に和歌山の遊廓に売られ三十年八月頃福井市の遊廓にくらがえした。本人より福井保護観察所に更生したい旨の願ひ出があり、問所より婦人少年室に連絡があつたものである。

チ 相談事項

①更生後の身元引受人並びに病気の処置について

リ 措置

病状を確かめるためレントゲン検査を行つたところ、至急治療を要するということであつたので、市社会課に事情を話し医療扶助を受けるようにした。しかし、働きながら治せるとの事なので、公共職業安定所の協力により、市内の某金物店に女中として住込ませたが、まもなく、同店より本人を引取つてほしいといわれ、婦人問題相談員が事情を調べたところ、主人は理解があつても、奥さんや他の女中の口がうるさいとのこと、本人のために引きとることが良策と考えた。しかし、年末でもあり、本人をおくところがなく止むなく室長宅にあづかつた。なお、前借金四〇、〇〇〇円は法務局の協力により、交渉した結果棒引きとなつた。その後、恋人N(一八才。窃盗事件で保護観察処分を受けた)が釈放になり、かねてNの両親の了解も得ていたので、本人はNの家族の一員として(将来息子の嫁として)引き取られ、現在幸福に過している。この間、本人の父親が金を無心に本人のいた特飲店を訪れたが本人がいないため、保護観察所に訪ねてきたが、本人の居所は知らせず、親としての不心得をさとされ帰宅している。本人はしつかりした明るい子であり、Nの両親から可愛がられ、お正月には着るものも揃えてもらい、Nと二人揃つて室長宅に挨拶に来た。Nも窃盗を働いたとは思えない純朴そのものの青年で、現在、本人と二人で真面目に家業の綿打工場に精出している。

事例 (4)

イ 取扱つた婦人少年室 鹿見島、宮崎

ロ 受理月日 昭和三十一年四月二十六日

ハ 受理経路 婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏 名 木村 恵子
年 令 二二才
学 歴 小学卒
結婚の狀態 未婚
出 生 地 宮崎県
前 職 家業（農業）の手伝い

ホ 家族 実父（五六）―農業 実母（五八） 兄（二六）―国鉄職員 兄（二四）―出稼ぎ 妹（二〇）―出稼ぎ 妹（一八）出稼ぎ 弟（一六）―板場 妹（一四）
ヘ 仕送り關係 父親に送金しているが、金額その他は不明
ト 転落の理由と経過

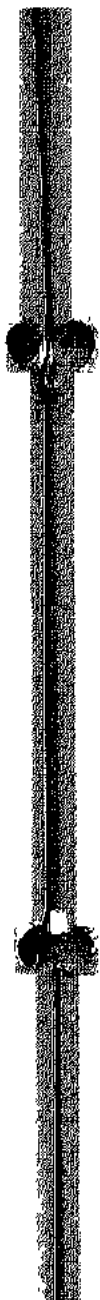
本人は小学卒業後、家業の農業を手伝っていたが、一六才のとき、友人に誘われて山口県徳山市の特飲店へ前借金三〇、〇〇〇円で転落した。二十九年四月鹿児島市の特飲店に前借金三〇、〇〇〇円（前記特飲店の前借金返済にあてる）でくらがえし、現在に至っている。最近、交通局に勤めるNと結婚の話があるが借金が三六、〇〇〇円あり、困つて相談にきたものである。

チ 相談事項

①結婚に伴う前借金の解決

リ 措置

本人並びに結婚の相手Nに警察關係の法規について説明、更生することをほげまし、本人には「先づ郷里に帰ることをすすめた。なお、郷里に帰つたら宮崎婦人少年室を訪ね、事情を話すようにつけ加え、婦人少年室にも連絡をよる。



一方、前借金については、Nと協働の結果、Nの友人が業者と交渉にあつてみることにになり、解決が困難な際には協長が交渉することにしたが、幸い、友人と業者で話がつき、鏡台一個と、着物一枚を業者に渡し、借金は繰引きということで解決した。その後、郷里から本人を呼び戻し、新居を構え幸福に暮らしている。

事例 (5)

イ 取扱つた婦人少年室 高知
ロ 受理月日 昭和三十一年五月二十八日
ハ 受理経路 警察署よりの引受
ニ 対象者

氏 名 瀬川 良子
年 令 二二才
学 歴 なし
結婚の狀態 未婚
出 生 地 愛媛県
前 職 飲食店女中

ホ 家族 実父（年令不明）―信用金庫勤務 継母（年令不明） 義弟（年令不明）―学生
ヘ 仕送り關係 なし
ト 転落の理由と経過

六才の時、生母に死別、七才の時父が再婚した。継母とうまくゆかず、度々家出をするようになり、九才のとき、父親に家出を理由に岡山県の「少年の丘」にあづけられた。一四才で同所を逃亡、親元へ帰ったが、再び香川県の「少女の家」に收容された。一六才の時同所を退所し親許へ帰ったが、父親は本人を家に入れず扶養しなかつた。その後、松山保護観察所の世話で松山市の某飲食店に住込み女中として働くようになったが、同店の愚子に強姦され、その後も関係をせまられるので、店の売上金三〇、〇〇〇円を持って高知に逃げてきた。金を使い果し、一九才のとき、高知の特飲店Tに売春婦として働くようになったが、その後、教軒くらがえしている。

チ 相談事項

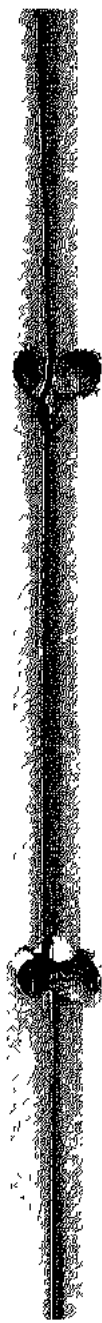
①更生して婚約者と正式に結婚したい ②つきまとう不良から逃れたい
リ 措置

警察署より保護更生の依頼を受けたときは、前夜の十一時頃自殺未遂をしており、身心共に苦痛を訴えるので、県厚生課に連絡し、社会福祉事務所に連行、医師を呼び休養させた。翌朝、自殺の理由その他の調査を行つた結果、婚約者があるがその前からうるさくつきまとつてゐる不良と手が切れず、失意のあまり自殺したものとなつた。早速、婚約者の勤先に室長が出向き、本人を引渡した。その後、不良から完全に逃れるために、婚約者の郷里である佐賀県へ帰ることをすすめ、且つ、正式に結婚するため五月二十一日兩人を佐賀県へ帰郷させた。

4 転落の防止と更生後の指導をした事例

事例 (1)

イ 取扱つた婦人少年室 青森、愛知



ロ 受理月日 昭和三十一年十月二十七日

ハ 受理経路 警察署からの協力依頼による

ニ 対象者

氏 名 西 正子

年 令 一七才

学 歴 新制中学卒

結婚の状況 未婚

出生地 青森県

前 職 パチンコ屋店員

ホ 家族 実父(年令不明)―日雇 実母(年令不明)―日雇 弟妹四名

ヘ 仕送り関係 なし

ト 転落の理由と経緯

困窮家庭のため、中学在学中よりパチンコ店等に勤めており、卒業後も転々と職をかえていた。父親の出稼中、母親の病氣により、五、〇〇〇円を立替えてもらつたことから周旋人の甘言にさそわれ、名古屋市の某被服屋に下地子として住込んだ。売春を強要される雰囲気を感じ、恐しさのあまり、その窮状を故郷の旧師に手紙で訴えてきた。驚いた教師は、青森県警察本部及び児童福祉委員に連絡、県警察本部より本人の保護について婦人少年室に協力依頼があつたものである。

チ 相談事項

①転落寸前の児童の保護について

リ 措置

本人が年少者のため児童福祉法にかかっているので一応児童相談所に連絡。同時に本人の身柄保護につき愛知婦人少年室に至急依頼する。愛知婦人少年室では、ただちに警察署に連絡をとり業者を訪問。本人並びに業者に面接して事情聴取、業者と交渉の結果、本人を帰郷させることになり、十一月八日無事帰宅させることが出来た。本人は、意志の強固なしっかりした子供であつたので、早速、病院長宅の女中としてあつせんし住込ませた。その後は真面目に働いて雇主より喜ばれている。

事例 (2)

イ 取扱つた婦人少年室 兵庫
 ロ 受理月日 昭和三十一年九月二十二日
 ハ 受理経路 婦人少年室の発見による
 ニ 対象者
 氏 名 安本 とし
 年 令 二〇才
 学 歴 新制中学中退
 結婚の状況 未婚
 出生地 兵庫県
 職 業 バチンコ屋店員

ホ 家族 実母(四三)一日雇人夫 妹(二三)
 ヘ 仕送り関係 なし
 ト 転落の理由と経過

市内某バチンコ店で、女店員が「母がもつと金をもつて帰れといふので、さうそのこと宿願(特欲)にでも行つてらくな金もうけをしようかと思つてゐる」と客に語つたことを婦人少年室の職員が耳にし、放置すれば転落のおそれがあると考えられたので婦人少年室から相談にのり出し未然防止したものである。

チ 相談事項

①現在より、給料の高い職場で働きたい

リ 措置

室員が親許に赴き、家庭の実情を良く調査、誤つた考えを起さぬよう指導した。なお、本人には、今より給料が少し高く、時間的に規則正しいところで働かせることが必要と思ひ、真珠会社で雑役をさがしていたので、そこに転職させた。本人は現在喜んで働いており、室員も時々訪問し生活指導を行つてゐる。

事例 (3)

イ 取扱つた婦人少年室 石川
 ロ 受理月日 昭和三十一年九月十五日
 ハ 受理経路 婦人少年室への申出による
 ニ 対象者

氏 名 飯塚 みよ
年 令 四三才

学 歴 小卒

結婚の状況 有夫（子供なし）

出生地 新潟県

前 職 紡績工場工員

ホ 家族 夫（四八）―農業 舅（八二） 姑（六五） 義弟（二三）

ヘ 仕送り関係 なし

ト 再転落の理由と経過

二四才で結婚したが、翌年子供一人をおいて離婚、紡績工場で働いていたが、二七才の時転落、二八年石川県下の特飲店Nに転じ、間もなく、なじみ客と結婚したが数カ月で離婚、再びNに復帰した。昭和三十年三月、なじみ客と再婚し、前借金四〇、〇〇〇円を払ってもらい、特飲店Nをやめ家庭生活に入つた。しかし、忙しい農家の生活になれないこと、家族の無理解等により、家庭内のいさかいが絶えなかつた。翌昭和三十一年九月、遂に離婚を決心し、もとの特飲店Nに逃げかえつたが、店で働かせるには年令が高いので業者もその扱いに困り、婦人少年室に、本人の相談にのつてくれるよう依頼してきた。

チ 相談事項

①正式に夫と離婚したい ②その後の生活を立てるため、職を探してほしい

リ 措置

室としては本人の実家は新潟なので、新潟に帰る旅費と、就職するまで一カ月とみて、その間の生活費を夫から出

させ、置いてきた本人の荷物を返還してもらい、一方新潟の婦人少年室に就職口の依頼を行う方針を立てた。ところが、間に合わぬ嫁ときらう反面、なお労働力として家庭に置くことを希望し、離婚話には応じないので、直接本人を家庭に連れてゆき、家族と話をさせた。本人は最初あくまで離婚を主張したが、将来のことを考えてか、家庭に溶着することを承知して和解した。

その後、十一月に入つて、再び本人から、家族の虐待がひどいので離婚したいが、出てゆくなら前に支払つてやつた金を返せといわれるので、特飲店にまた働くことにして別れたいとの連絡があつた。室より家庭訪問をしてみると、小遣錢も与えず、時には家族が暴力をふるうということもあり、本人のいい分にも尤な点が感じられた。本人を家庭におくのなら、家族一同が本人を家族の一人として遇すること、もしそれが出来ないなら離婚の話をすすめてはどうかと、夫並びに家族の人々に説いたが、結論には至らなかつた。

その後も本人が再転落しないよう、指導にあたつてゐる。

事例 (4)

イ 取扱つた婦人少年室 大 阪

ロ 受理月日 昭和三十一年八月三十一日

ハ 受理経路 婦人少年室への申出による

ニ 対象者

氏 名 保坂 京子

年 令 二七才

学 歴 高女卒
結婚の状況 未婚
出生地 佐賀県
職 業 務員

ホ 家族 実母(六四)―難後婦 弟(二四)―自動車運転手
へ 仕送り関係 母に不定期に二回一〇、〇〇〇円送っている
ト 転落の理由と経過

学校卒業後経理事務員として働いていたが借金ができ、知人Nより二〇、〇〇〇円借りた代償として大阪市の特飲店Sの売春婦に売られた。その後、借金が五〇、〇〇〇円を越してしまい、どうにもならないままに退したが、売春婦として生活することを恥じる気持は日を増す毎に強く、四月二十五日、着のみ着のまま脱出した。帰郷したいが着物もないので、知人の許に寄寓して職を求め、現在は公共職業安定所の紹介で、機械会社の経理事務員としての職につき、残業手当も含め手取七、五〇〇円程度の収入があり、前記Sの借金も逐次返済。現在の残額は一五、〇〇〇円乃至二〇、〇〇〇円位となった。

テ 相談事項

①前借金(未返済分)の解決 ②所有物の引取り
措置

本人は既に更生し、就職もしているので、業者に前借金未返済分を考慮してほしいこと、荷物を渡してやつてほしいことについて交渉したところ、業者もこれを了解、無事解決を見た。早速、本人の荷物を受取り、特訓施設で送り届けてやった。本人は今後、真面目に働く事を誓っている。

事例 (5)

イ 取扱った婦人少年室 神奈川、北海道
ロ 受理月日 昭和三十一年三月二十日
ハ 受理経路 婦人少年室への申出による
ニ 対象者

氏 名 田中 共子

年 令 三二才

学 歴 高小中退

結婚の状況 有夫(子供なし)

出生地 北海道

職 業 芸妓

ホ 家族 夫(二九)―会社員

へ 仕送り関係 なし

ト 転落の理由と経過

幼くして父を失い、母は弟を連れて再婚、祖父母に養育された。小学卒業一カ月前、貧困のため芸妓に身売り、職中はベニヤ工場の工員等をしていたが、その後結婚した。しかし間もなく、姑との折合いが悪く離婚、その後キヤベリーの女給をして働いていたが、昭和二十九年六月、函館市で再び芸妓になった(前借金三万円)。二年前をこで知

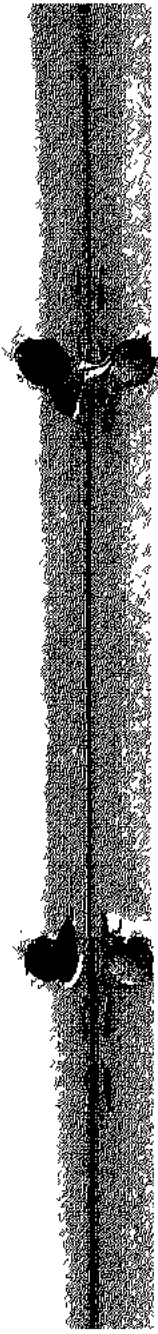
り合つた青年と結婚の約束が出来、主人に願ひ出たが容れられず、着のみ着のまま横浜に逃亡、そこで結婚した。現在まで移動証明書がなく市民権も得られないままに料理店の女中をしたがら日蔭の生活を送つていた。

チ 相談事項

①前借金の解決 ②移動証明並びに所有物の返還

リ 措置

最初、手紙による相談であつたため、本人を呼出し委しく事情を聞いた。その結果、移動証明書の外に衣類、ラジオ等多数の品物も残してあること、及び当時の稼高が未私になつてゐることが判明した。早速、北海道婦人少年室へ連絡。北海道婦人少年室では、労働基準監督署に調査方を依頼、その結果、前借三〇、〇〇〇円は棒引き、移動証明書、衣類その他一切の荷物を返還することになつた。なお、当時の稼ぎ高二九、八〇〇円は、折半のうゑ一四、九二五円が送金されることとなつた。現在は料理店の女中を辞めて、ひたすら主婦としての修養につとめてゐる。



一九五七年十月二十五日 印刷
一九五七年十月三十日 発行

売春問題相談業務報告書

編集兼
発行人

東京都千代田区大手町一ノ七
労働省婦人少年局

印刷所

東京都中央区入船町二ノ三
中和印刷株式会社